



Feature

特集

番号制度に向けた準備

総務省自治税務局市町村税課／税に関する市町村事務の変化と関係政省令

地方税分野における
番号の利用場面について

総務省自治税務局市町村税課住民税第三係長 矢口 徹

1 はじめに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。）は、25年5月24日に成立し、同月31日に公布された。

番号法の施行が予定されている27年10月から、通知カードによる番号の通知が開始され、28年1月から番号の利用と個人番号カードの交付が開始される。これにより、税分野では申告書や法定調書等への番号の記載が開始されることとなるが、実際には、個人住民税については28年分の申告書・給与支払報告書から番号が記載されることになるため、地方税分野において番号の記載が開始されるのは、一般的には29年初めごろとなることを見込まれる。

本稿では、地方税分野における番号制度の利用場面（図-1）について概括し、番号制度の導入により地方自治体、特に市町村の個人住民税を担当する部署において生じる業務の変化と、地方税法に規定する守秘義務との関係や番号法政省令について触れていくこととする。

なお、文中において意見にあたる部分については筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織のいかなる考えも代表しないことをあらかじめお断りし

ておく。

2 番号を用いた地方税情報の管理

(1) 番号を用いた課税資料の名寄せ、管理

番号制度の導入が地方税分野にもたらす効果として、まず第一に挙げられるのは、各種の課税資料について、番号をキーとして名寄せ、突合を行うことで、納税者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となり、事務の効率化が進むことである。

個人住民税では、個人の所得を捕捉するため、給与支払報告書や確定申告書等の課税資料について、現在は氏名や住所などを用いて名寄せを行っているところであるが、結婚や転居等による氏名、住所の変更や異体字が正確に記載されていないなど、システムのみでは名寄せが完結しないことが多々あるという状況である。

番号制度が導入されると、課税資料に唯一無二の個人番号が記載されることになり、この個人番号を用いた名寄せを行うことができるようになる。これにより、名寄せが完結しない課税資料が大幅に削減され、所得把握の適正化・効率化が期待される（図-2）。

(2) 法定調書の名寄せの精度向上

図-1 地方税分野における番号制度の利用場面

① 番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- eLTAXを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

課税事務のため、現在は紙で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている生活保護の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

※このほか、マイポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定

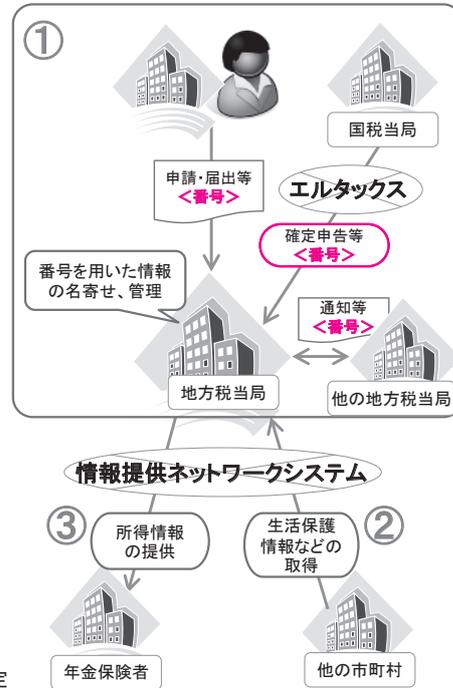
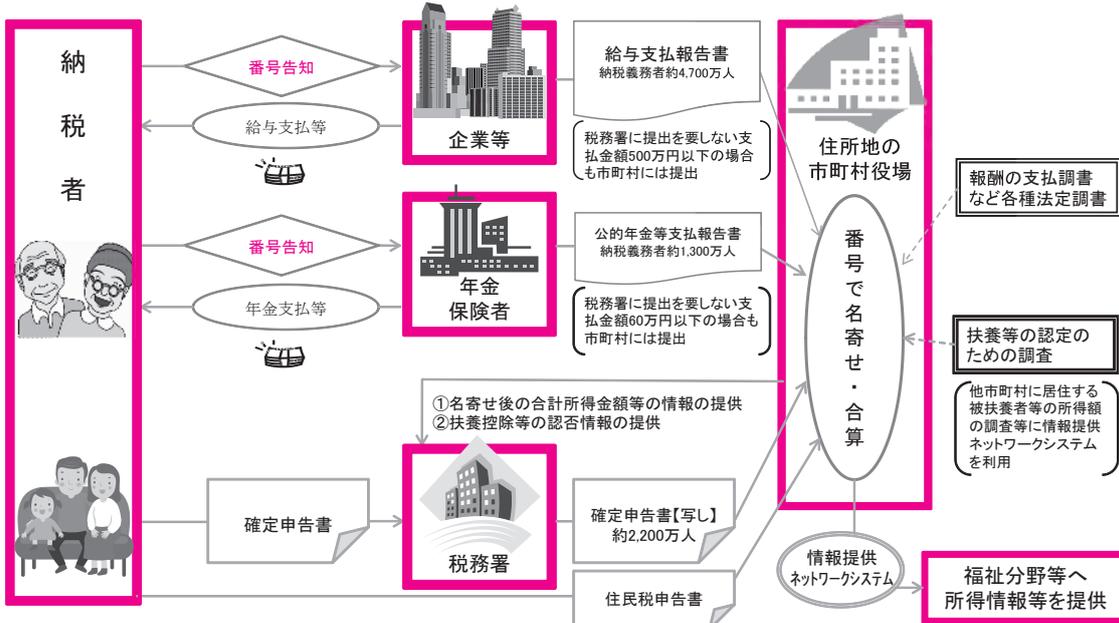


図-2 社会保障・税番号制度を個人住民税で利用する場面のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となる。



※他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待



次に、番号制度導入による所得把握の精度向上の具体例として、国税当局に提出される法定調書による名寄せについて取り上げることにする。

市町村においては、確定申告書に記載された所得の確認等のため、国税当局に提出される法定調書を入手している。平成25年度より、一部の法定調書（「利子等の支払調書」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」「給与所得の源泉徴収票」「公的年金等の源泉徴収票」の5種類）については、eLTAXを通じて電子データによりすべての市町村に送付されているが、法定調書には基本的に氏名・住所しか個人を特定するための情報が記載されておらず、また、種類によって提出時期が異なるため、転居、氏名の変更などが起こり得ることなどから、名寄せに時間がかかるだけでなく、名寄せできない法定調書も多く発生しているのが現状である。

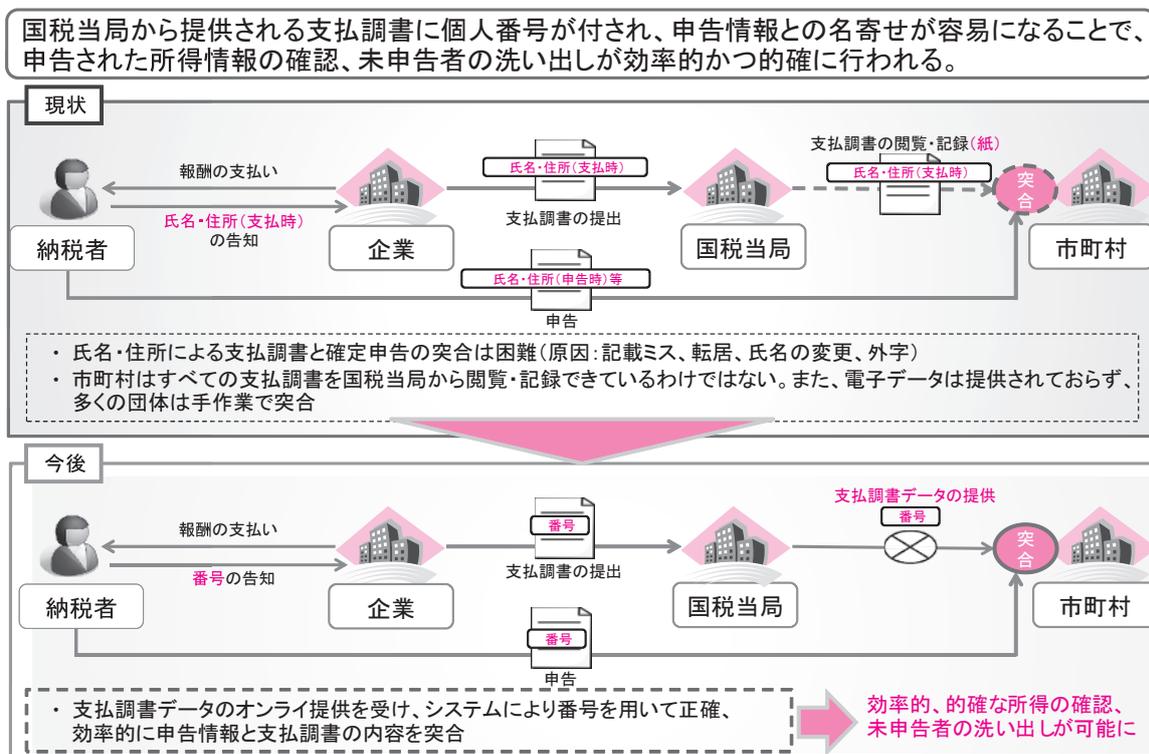
番号制度導入後は、法定調書に番号が記載されて国税当局に提出されるため、番号を用いた名寄せを行うことで、より効率的かつ的確な所得把握が可能になる（図-3）。

3 地方税分野での情報提供ネットワークシステムの利用

地方税分野において、公平・公正な課税、納税者の利便性向上等のため、情報提供ネットワークシステムを通じて社会保障分野や他の地方税当局から情報を入手することを予定している。以下、個人住民税の課税における情報提供ネットワークシステムの利用例として想定している事項について述べる。

個人住民税の課税において、扶養控除の申告があると、まず被扶養者の居住している市町村を確認することとなるが、この被扶養者が他の市町村に居住している場合、給与支払報告書や公的年金等支払報

図-3 支払調書の名寄せの精度向上について



告書のみでは被扶養者の住所までは特定できないため、現在の実務では、給与や年金の支払者が保有する扶養親族等申告書に記載されている内容を照会している。また、被扶養者の居住している市町村に対して、所得が扶養の要件を超えていないかどうか、既に他の者に扶養されていないかどうかの確認を行うことになるが、これは書面で実施されているため、照会・回答のために時間を費やしている。

番号制度導入により、給与支払報告書や公的年金等支払報告書に被扶養者の氏名及び個人番号を記入する欄を設ける予定であることから、地方税当局において、報告書に記載された氏名及び個人番号を住民基本台帳ネットワークに照会することで、被扶養者の居住市町村を正確かつ効率的に特定することができるようになる。また、情報提供ネットワークシステムを通じて、被扶養者の所得情報・被扶養情報の照会を行うことにより、電子的に回答が届くこと

になり、照会・回答にかかる時間が大幅に短縮されることが期待される（図－４）。

4 情報提供ネットワークシステムを通じた地方税関係情報の提供

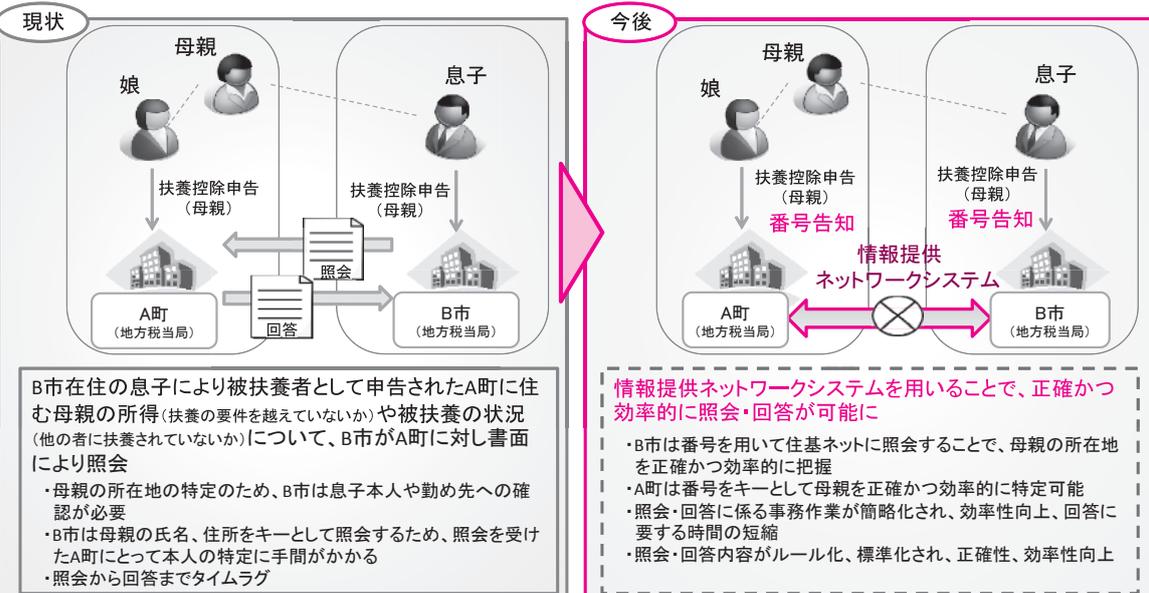
（１）社会保障分野への所得情報の提供

番号制度の導入により、地方税当局から国や他の地方団体の社会保障担当部局等に対して、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税関係情報を提供することを予定している。所得を給付等の判定要件としている社会保障手続きにおいて、現在は、所得情報等の地方税関係情報を法律の規定に基づき地方団体の地方税当局から入手するか、または給付等の申請者に対して課税証明書等の添付を求め、それによって把握している。

番号制度導入後は、把握した所得情報を情報提供ネットワークシステムを通じて提供することを予定

図－４ 扶養控除の要件の確認の精度向上について

- 現在、個人住民税の課税において、被扶養者の所得要件や二重扶養となっていない旨を確認するため、市町村間で書面による照会を行っている。
- このような照会を、情報提供ネットワークシステムを用いて正確かつ効率的に行うことができるようになり、公平で正確な税負担を実現。





しており、社会保障担当部局においては、原則、情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報を入手することになる（図－5）。

地方税当局から所得情報を入手していた社会保障手続きにおいては、照会・回答にかかる時間が短縮されることで事務の効率化が期待される。一方、給付等の申請者に対し所得証明書等の添付を求めている社会保障手続きにおいては、所得証明書等の添付を省略することが可能となる。地方税当局においても、照会のあった社会保障手続きごとに回答を作成する必要がなくなるため、事務の効率化が期待される場所である。

なお、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携は、国の機関同士等は平成29年1月から開始されるが、国の機関等と地方公共団体の機関又は地方公共団体の機関同士は、29年7月からの連携開始が予定されているところである。

（2）地方税法に規定する守秘義務との関係

地方税法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を課しており、所得情報を始めとする地方税関係情報の第三者への提供については、慎重に対応することが求められている。そのため、情報提供ネットワークシステムを通じた地方税関係情報の提供についても、この地方税法に規定する守秘義務との関係が問題となる。

この点、情報提供ネットワークシステムを通じて行われる所得情報の提供は、法律上規定された請求に対し、法律上規定された提供義務（番号法第22条）を履行するための正当な行為として許容されるものであり、守秘義務違反は成立しないと解釈している。また、地方税法の守秘義務の趣旨にかんがみ、情報提供の必要性が認められ、本人の権利利益に悪影響

図－5 番号法により所得情報等の提供を予定している事務

- 番号法の別表第二において、情報提供を受ける事務として120の事務が規定され、そのうち53の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている。

所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
年金	厚生労働大臣	国民年金保険料の免除申請に関する事務、老齢厚生年金・障害厚生年金の加給年金額の加算に関する事務、遺族厚生年金等の裁定請求に関する事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の決定に関する事務、高額医療・高額介護合算制度に関する事務、入院時食事療養費等の決定に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
福祉 (児童福祉)	都道府県知事、 市町村長	児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業、助産の実施に要する費用の徴収に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当の支給に関する事務
福祉 (老人福祉)	市町村長	老人福祉法による養護老人ホームに入所する際の利用者負担の決定に関する事務
福祉 (養育医療)	市町村長	母子保健法による未熟児への養育医療の給付に関する事務
福祉 (障害者福祉)	都道府県知事、 市町村長	障害者自立支援法による自立支援給付に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
労働等 (学資の貸与)	独立行政法人 日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務



利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に、現在は所得証明書等により確認しているが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

を与えない以下のいずれかに該当する場合に限り番号法別表第二に規定している。

- a) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合
- b) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合

具体的に提供が可能な特定個人情報の項目については、番号法別表の主務省令において規定していくこととなるが、地方税法上の守秘義務の趣旨を踏まえ、事務のために必要最低限の項目に限定するとともに、本人の同意を得るべき事務についても法令で規定される予定である。

5 番号法政省令について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」（番号法施行令）が平成26年3月31日に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」（番号法施行規則）が26年7月4日に、それぞれ公布された。

本人確認について、本人から個人番号の提供を受ける場合には、①個人番号確認及び②身元（実存）確認が必要であり、本人から個人番号カードの提示があれば両方を確認できるが、そうでない場合は、通知カード（個人番号確認）と運転免許証等（身元確認）、個人番号の記載された住民票の写し等（個人番号確認）と運転免許証等（身元確認）によることとしている。さらに、通知カードや個人番号の記載された住民票の写し等で個人番号確認が困難であると認められる場合は、地方公共団体情報システム機構への確認、住民基本台帳での確認、過去に本人確認した上で特定個人情報ファイルを作成しているときには当該特定個人情報ファイルでの確認等の方

法により、個人番号確認をすることとしている。また、運転免許証等により身元確認を行うことが困難であると認められる場合は、租税に関する事務の処理に限り、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等のいずれか一つで身元確認をしてもよいとしている。

本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合には、①代理権の確認、②代理人の身元（実存）確認、及び③本人の個人番号確認が必要であるとしている。「社会保障・税番号制度」のホームページでは、対面・郵送、オンライン等による本人確認の具体的方法や、本人確認に関するFAQを掲載しているので、参照されたい。

その他、地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するための措置は、提供を受ける者の名称、提供の日時、特定個人情報の項目等を記録すること等の措置とすることや、情報提供等記録の保存期間は7年とすること等も規定している。

26年9月10日には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」（番号法別表第一主務省令）が公布された。その中で、地方税法、地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する手続きにおいて個人番号を利用できるよう、規定している。

6 おわりに

ここまで、地方税分野における番号の利用場面や、地方税法に規定する守秘義務との関係、番号法政省令について触れてきた。各地方団体におかれては、番号を利用することで、税務当局において事務が効率化するのみにとどまらず、ひいては公平・公正な課税につながるという番号制度導入の趣旨にかんがみ、ぜひとも前向きにとらえて、所要の準備に取り組んでいただければ幸いである。